

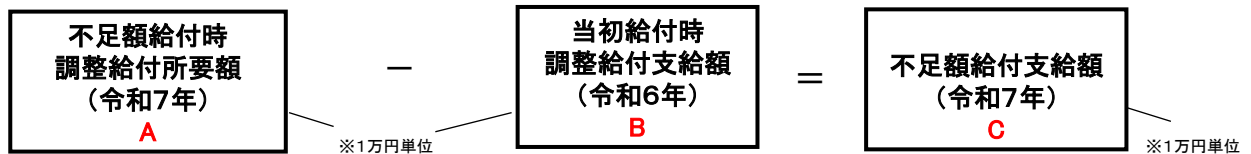
定額減税補足給付金（不足額給付分）のご案内

村では、令和7年1月1日時点において東海村にお住まいの方で、定額減税補足給付金（不足額給付分）の支給対象となる方にご案内をしております。

支給にあたり手続きが必要となりますので、同封されている「支給確認書」に必要事項を記入し、期限内に返送くださいますようお願いいたします。

給付金（不足額給付Ⅰ）について

◆物価高への支援の一環として、令和6年度に実施した定額減税補足給付金（調整給付金）の支給額に不足が生じた方に対して支給されるものです。



手続きについて

給付金を受け取るには、確認書の返送が必要です。

支給確認書を確認の上、必要事項を記入して同封の返信用封筒にて返送してください。

確認書類の添付漏れにご注意ください。

◆東海村で現に登録・使用している本人名義の口座への振込を希望する場合

確認書類の添付は不要です。確認書の【2】チェック欄②の該当する箇所に☑を入れてください。

◆その他の口座への振込を希望する場合

本人確認書類・口座確認書類の写しの添付が必要です。確認書の【2】チェック欄③に☑を入れ裏面に本人名義の振込先口座を記入してください。

※注意※代理人が申請等する場合は、上記の書類に加えて代理人の本人確認書類が必要です。

返送期限 令和7年10月31日（金）

審査の上、順次、給付金を口座振込いたします。 ※村で確認書を受理後3週間が目安

※記入漏れや確認書類が不足している場合には、支給が遅れる場合や支給を受けられない場合があります。

Q. 定額減税補足給付金（不足額給付分）の支給はどこからされるか。

- A. この給付金は、令和7年度個人住民税が課税される市区町村から支給されます。
※ 令和7年度個人住民税は、令和7年1月1日にお住まいの市区町村で課税されます。

Q. この定額減税補足給付金（不足額給付分）の支給確認書が届く人はどのような人か。

- A. 令和6年度分所得税及び定額減税の実績額等が確定したことで、結果として支給額に不足が生じた方のうち、令和6年度に村から本人名義の口座に定額減税補足給付金の振り込みがなかった方、又は公金受取口座の登録がない方に届きます。

Q. 令和6年分の所得税の定額減税額はどこで確認できますか。

- A. 令和6年分源泉徴収票、確定申告をされた方は令和6年分所得税の確定申告書をご確認ください。

Q. 住民税の定額減税額はどの通知で確認できるか。

- A. 給与特別徴収の方：令和6年度給与所得等に係る村民税・県民税・森林環境税特別徴収税額決定通知書（納税義務者用）の「摘要」欄で確認することができます。
普通徴収・年金特別徴収の方：令和6年度村民税・県民税・森林環境税納税通知書兼決定通知書（課税明細書）の「算出税額」欄で確認することができます。

※令和6年度の住民税に変更があった方は、税額変更通知書にて確認することができます。

Q. 令和6年分の源泉徴収票に「控除外額」が記載されていました。この金額がもらえますか。

- A. 定額減税補足給付金（不足額給付分）は、所得税額の控除外額と令和6年度住民税の定額減税控除不足額を基に算定した本来給付すべき定額減税補足給付金（調整給付金）額から、令和6年度に実施した当初定額減税補足給付金（調整給付金）の額を差し引いた額を支給する制度です。このため 控除外額が不足額給付として給付されるものではありません。

定額減税補足給付金（不足額給付分）に関する
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(# 9110)にご連絡ください。

また、都道府県・市区町村や国の機関を名乗るお心当たりのないメールが送られてきた場合、メールに記載されたURLにアクセスしたり、個人情報を入力したりせず、速やかに削除していただきますようお願いいたします。

お問い合わせ先

東海村役場 地域福祉課 定額減税給付金窓口



029-212-8822

受付時間 8:30~17:15（土・日・祝日を除く）



東海村公式HP